

令和7年度

第2回 佐々町農業委員会総会議事録

令和7年5月26日（月）

佐々町農業委員会

令和7年5月 第2回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和7年5月26日（月）午後1時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階委員会室
3. 開 会 令和7年5月26日（月）午後1時30分

4. 出席委員 （17名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	寶持 雅祥 君	2	坂口 隆英 君	3	山下 夕見子君
4	井手 俊博 君	5	築城 武美 君	7	荒木 武士 君
8	北川 英明 君	9	松本 隆治 君	10	廣川 勝巳 君
11	池田 晴良 君	12	藤永 亜弓 君	13	坂本 真澄 君
推進委員	前川 義隆 君	推進委員	玉置 義則 君	推進委員	辻 正人 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	本山 元継 君		

5. 欠席委員 （1名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
6	濱野 卓也 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君	書記	福田 諒磨 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
12	藤永 亜弓 君	13	坂本 真澄 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 非農地証明書交付願について

(4) 審議事項

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第7号 非農地通知申出書について

議案第8号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について

(5) その他

① 6月定例会の日程について

② その他

事務局長（作永 善則君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第2回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは初めに、寶持会長から御挨拶をお願い致します。

会長（寶持 雅祥君） 改めまして、皆さんこんにちは。新庁舎での初めての開催になりますが、お仕事の大変お忙しい時にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、田植え時期を迎えられて大変お忙しくされていることと思います。ケガ事故等ないようお仕事に従事してください。

ここのところ毎日、テレビや新聞では備蓄米の放出、米の価格の話題ばかりでございます。先日の新聞にも掲載ございましたが、25年産の米の生産量が40万トン増産され、34都道府県で作付面積が拡大されるということもありました。本県におきましてはほぼ横ばいの見込みらしいですが、農林水産大臣も代わり、ますます注目されております。ある一部の中間業者だけが儲かるのではなく、第一生産の生産農家が持続的に経営し続けられるよう儲かる農業の施策を検討してほしいと思うばかりでございます。

本日も議事が上程されておりますので、スムーズに進行しますよう皆さんご協力のほどよろしくお願い致します。

事務局長（作永 善則君） 本日の出席員は12名です。濱野委員から欠席届の提出があつております。最適化推進員は5名です。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を寶持会長をお願いいたします。

会長（寶持 雅祥君） それでは、議長を務めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項をあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

はい、これより議事に入ります。

日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、12番、藤永委員、13番、坂本委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

以上で、日程2を終わります。

それでは、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号、非農地証明書交付願について、事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。資料の1ページからお願いします。非農地証明書交付願についてです。願出人の方が〇〇〇〇、〇〇〇〇様。こちらの方が昭和55年の11月26日に転用し、現在駐車場になっていることに相違ないので証明してくださいとの事で、地番の方が須崎免字葭ノ浦〇〇〇〇、地目が登記簿が畑、現況が駐車場、面積が165㎡となっております。場所につきましては3ページから地図をつけておりますので、そちらをお願い致します。富田橋を渡りまして近くに木場川が流れているところになるんですけど、現況の写真が5ページで現在こういう形で駐車場となっているところになります。6ページ、7ページの方に当時の許可書と申請書を付けているんですけど、こちらが昭和55年8月25日に農業委員会に5条転用申請されまして、昭和55年11月26日に許可を得ているんですが、登記簿上はまだ畑で地目変更がなされずに駐車場の整備がされているところとなっております。今回それを地目変更したいとの事で、非農地証明書交付願を出されております。説明は以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） この件に関しまして、何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

11番（池田 晴良君） 11番。この交付については何のために出されているんですか。納税はちゃんと宅地で納税されているわけでしょう、どうですか。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。おそらく固定資産税の課税としては現況どおりの宅地評価での課税になっていると考えております。これにつきましては5ページの方を見ていただきますと、現況ではこの形態でしっかりとコンクリート整備された形ではあるんですけど、昭和55年当初は川の一部分の河川敷っぽいような形の土地にちょっとコンクリートを上にならして作業小屋が作られていた程度で、その当時は転用目的通りに作業はされてはいるんですけど、地目の変更まではされていない状況でございました。その後で2ページのところをご確認いただきたいんですけど、その当時の転用申請者が親の代で、子どもさんが平成17年に相続、その後令和2年に奥さんの方が相続されている形で転用申請に6ページ7ページにあるその当時の転用申請が先代の名前になってきているということと、あと面積等もその後の河川工事の関係で変動が生じてきている状況でございますので、登記簿上は国調等で面積が変わっていることもございまして、申請代理人の行政書士さんがこの状態のパターンではこういった取扱いをしているかということで、佐世保市の様式の例をならって今回は非農地申出ではなく非農地証明ということでの手続きとなっております。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） よろしいでしょうか。他に何かございませんか。

5番（築城 武美君） 本来は不動産統計法で言うと、ご本人さんが法務局に地目変更の申請を

すれば、法務局は現地調査をして、地目変更が可能なんです。そういう土地を今回はなぜか非農地証明を付けて、そういう手続きにしたいという思惑があるのではないかと思います。現実には法務局の登記官は現地を確認に来て、これは確かに農地じゃないというふうになれば地目変更の受付をするんです。だからこれは二度手間をしようというふうに考えたらいんじゃないか。たまたまその間に相続がいつぱい発生して、過去の農地転用の許可書はあるんですよ。その時に地目変更しませんでした。だから今回はそのことも含めて、農地ではないことを農業委員会に証明いただいたんで添付書類としてつける目的ではないか、というのが経験上の発想でございます。

会長（寶持 雅祥君） 他に何かございませんでしょうか。ないようですので次に進みます。

次に日程4、審議事項に入ります。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書について。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の9ページからお願い致します。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について。知事処分分となります。土地の所在につきましては佐々町羽須和免字大宮原〇〇〇〇、〇〇〇〇。地目が田、面積がそれぞれ222㎡と177㎡、合計2筆で399㎡となります。譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。転用目的につきましては、一般住宅を建てるとの事です。土地の場所についてなんですけど、14ページの方から地図を付けております。場所につきましては〇〇〇〇の道をはさんで、14ページでいうと下側の赤で囲んでいる農地となります。18ページの方から現況写真の方も付けておりますので、そちらの確認もお願いします。20ページの被害防除計画書の方をお願い致します。21ページの利用計画図とご一緒に確認していただきたいんですけど、被害防除計画書の1番、土砂の流出または崩壊その他の災害を発生させるおそれを生じさせないための対策としましては、盛土、切土を行わず現状のまま利用するとのことです。そのため被害のおそれはない。2番の排水関係につきましては、雨水が溜桝を経由するとのことで、21ページの利用計画図上で言いますと、青い線のところになります。既存側溝へ放流とのことです。汚水、生活雑排水につきましては21ページの緑の線のところで公共下水で放流とのことです。3番の周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としましては、建物の高さを4.887m程度に加減し、周辺農地への日照、通風、耕作の影響が出ないようにするとのことです。周辺に農地はないんですけど、被害防除計画書のとおりになされるとのことです。説明は以上になります。よろしく申し上げます。

会長（寶持 雅祥君） それでは地元委員の説明をお願い致します。

11番（池田 晴良君） 5月19日の9時からこの場所の現地確認立ち合いを行いました。

事務局側は、作永局長、福田係員、申請書側は行政書士1人、農業委員側は玉置委員と私、計5人で立ち合いを行いました。これは21ページの図面を見ていただくとわかるんですが、これ〇〇〇〇の前の田んぼですけど、2面が町道に面していて、1面は〇〇〇〇、もう1面が個人住宅でしたけど、周りに農地は一切なく、日照とか排水関係で問題になるようなところではないということで、この農地転用の許可申請は問題ないんじゃないかということで、確認立ち合いをさせていただきました。以上です。審議のほどよろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件につきまして何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。ないようですので、それでは採決を行います。議案第3号について転用やむなしと思われる方は挙手をお願い致します。 挙手多数ですので転用やむなしということで、県に進達致します。

次に議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請書について。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の23ページをお願い致します。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について。知事処分となります。土地の所在地につきましては、佐々町小浦免字浜田〇〇〇〇、〇〇〇〇。登記地目が〇〇〇〇の方が畑、現況地目も畑、〇〇〇〇の方が登記地目が田、現況地目が休耕地、面積の方が142㎡と1222㎡の合計2筆で1364㎡となります。譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。転用目的が共同住宅建設とのこととなります。28ページの方から地図を付けておりますので、ご確認をお願い致します。場所につきましては29ページ赤で囲んでいるところで、譲渡人の〇〇〇〇さんのご自宅の隣の農地になりまして、〇〇〇〇公民館の付近の農地となっております。35ページの方から現況写真を付けておりますので、こちらのご確認をお願い致します。42ページの被害防除計画書をお願い致します。43ページの土地利用計画図とご一緒に確認をお願い致します。まず1番、盛土を最高0.4m、最低0.1m、切土を最高0.4m、最低0.1m行うとのことで、隣接農地との境にコンクリートブロック塀を設置するとのことです。2番の排水関係につきましては雨水の方が溜桝を経由して自然流下とのことで、43ページでいうと青色の線のところになります。汚水と生活雑排水の方が43ページのオレンジの線になりまして、そのまま下水道に放流となります。3番の周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としましては、申請建物の配置状況及び高さ等から日照・通風等は支障ないとの事となっております。説明は以上になります。よろしくお願いします。

す。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。資料の４３ページをまず見ていただきたいんですけど、土地の計画図面が記載されているかたちになるんですけど、ここで雨水のところが事務局としてもちょっと気になる点がございまして、それなりに広い農地ではありますので、ここに降ったのが地下浸透、そのまま農地として染み込んでいく部分と、ただ雨が強い時については両側の水路の方に水が落ちていったんじゃないかなって考えているんですけど、この計画の中ではこの敷地に降った水は真ん中中央の方に青色で雨水って書いてあるんですけど、最終的にはまとめて接道する町道の方の道路側に落とすというような計画が今のところ立てられております。ただここをなぜ元々の雨が降った時と同じような状態にしなかったのかというのを申請者サイドの方に問い合わせたところ、個人の用悪水路というかたちで両側がなっているので、町有の用悪水路の方につながっていないといけないということで、こちらの方の設計に現状はなっているということです。ただ事務局としてちょっと気にすべきところではないのかなと思いつつも気にするところが３２ページ３３ページの航空写真のところを見ていただいた時に、元々の山の方から水が集まってくるところで、この町道もそんなに広くなくて、そこに設置されている町道側溝というのも幅がそんなに広い水路ではないところにこの宅地からの水を流してしまうと通常では何も問題ないと思うんですけど、大雨が降った際には山からの水に押し負けてしまって、計画地内が周りを擁壁で囲むということで、その住宅自体が水に浸かるようなかたちになるんじゃないかなというふうに考えているところを申請者サイドに伝えているところが、今の計画では町道側溝に水を排水させて、それをこの３３ページでいけば上側の方に流れている水路の方にこういうふうに流れていくかたちなので、ここに落とすとしても結果的にはここでまた下の方に流していくという設計みたいなので、それであれば排水先が詰まってここが水浸しになるようであったらこちらの方に落とすような設計はどうか、というのを提案させてもらっているところです。こちらの方にはまだ付けていませんけど、最終的には３１ページを見てもらったら用悪水路の所有者が書いてあるんですけど、結果申請地の横側は譲渡人の名義であって、その下流側についてはまた別の方のお名前になっているところです。今のところの整理としてはこの譲渡人の方と下流側の名義人の方からの排水についての同意はもらっているところではあるんですけど、今の計画上は先ほど説明したとおり、ここからの排水を流すという設計はまだ変わっていない状況で、あと現時点で建築確認申請は開発行為等ではないので同時申請という縛りはないんですけど、まだ建築確認申請は出されていない、あとは建設課の町道に対しての道路施工承認という手続きはされているけど、まだ許可は下りていないという状況でございまして、今の段階で農地法上の

転用の許可を県に進達すると、他の計画、排水等、建築確認等の整合性がちょっと厳しいのかなとおもって、事務局としてはこの案件につきましては、今月は一旦保留というかたちで対応させていただきたいなと考えているところでございます。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） 一旦休憩致します。

（休 憩 午後 13 時 59 分）

（会議再開 午後 14 時 06 分）

会長（寶持 雅祥君） それでは会を再開致します。何か皆さんからご意見、ご質問はありませんでしょうか。ないようですので、それでは保留という扱いでよろしいか伺います。議案第4号について保留することに賛成の方は挙手をお願い致します。 挙手多数ですので保留することといたします。

次に議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請書について。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。47ページの方からお願い致します。議案第5号、農地法第5条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について。知事処分分となります。土地の所在地につきましては、佐々町口石免字原〇〇〇〇、登記地目が田、現況地目が休耕、面積が239㎡。譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇さん。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。転用目的としましては、一般個人住宅を建設とのことで、51ページの方から地図をつけておりますので、ご確認をお願い致します。土地の場所につきましては、新しく消防団の詰所ができたところの裏の農地となります。55ページの方から現況写真を付けておりますので、ご確認をお願い致します。56ページの被害防除計画書をお願い致します。57ページの利用計画図と一緒にご確認をお願い致します。まず1番につきましては、盛土を最高0.9m、最低0.3m行うとのことで、道路レベルに合わせて盛土をするとのことです。西側の農地との境界としては擁壁を設けるということです。2番の排水関係につきましては、雨水の方が57ページの青線になるんですけど、こちらは水路放流、道路側溝を新設し、そこに放流とのことです。汚水と生活雑排水につきましては、そのまま既存の下水道に放流とのことで、57ページの赤線になります。3番、建物の高さを5.3m程度加減し、日照、通風等に影響がないように加減するとのことです。説明は以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） それでは地元委員の説明をお願い致します。

7 番（荒木 武士君） 5月19日13時30分から現地確認を行いまして、参加者は役場の福田さん、玉置委員、私荒木で現地確認いたしました。現地は〇〇〇〇消防団の裏になります。申請地の裏には民家があり、申請地の横には休耕地の田んぼがあり、今は畑になっていますけど、そことの段差が約1mぐらいありました。排水路は詰所まで来ていますので、そこまで延長される予定です。隣の休耕地とかのり面が泥でしてありますので、そこをコンクリートでしてもらおう計画です。雨水は消防団の横の方に流れ、道路側に大きな水路がありますのでそこに流れると思います。それと近くに農業用水路があり、盛土した後は泥が流れないように対策をお願いしています。それと下水道も近くまで来ていますので、確認したところここまで延長する予定になっていますので、現地確認した結果今のところ良かったと思います。以上です。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。ないようですのでそれでは採決を行います。議案第5号について、転用やむなしと思われる方は挙手をお願い致します。 挙手多数ですので転用やむなしということで、県に進達致します。

次に議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請書について。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の61ページをお願い致します。議案第6号、農地法第5条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について。知事処分分になります。土地の所在地につきましては佐々町市瀬免字羽指〇〇〇〇、登記地目が田、現況地目が休耕、面積が546㎡。譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。転用目的としましては、一般個人住宅を建設とのことです。65ページから地図を付けておりますのでご確認をお願い致します。場所につきましては、目印になるものがないんですけど、〇〇〇〇公園を200mほど進んで左に曲がって一番角にあたるところで、その上に2段堤、3段堤のため池があるところの下に農地になります。69ページから現況写真を付けておりますので、ご確認をお願い致します。70ページの被害防除計画書と71ページの利用計画図と一緒にご確認をお願い致します。1番、盛土を最高1.7m行うとのことで、71ページの赤線が引かれているところを盛土してそれ以外には行わないとの事です。西側及び北側に集落の既存水路があり、その部分と管理に必要なスペースは現状のレベルとし、建物部分は擁壁を施工し盛土しますとの事です。2番の排水につきましては、雨水の方が71ページでいうところの青線になるんですけど、こちら敷地内の既存水路へ放流。汚水と生活雑排水につきましては、赤線の公共下水道へ放流との事です。3番につきましては、建物

の高さを5.6m程度加減し、日照、通風等に影響がないように高さを加減するとの事です。周辺に農地はないとの事です。このような被害防除計画書となっております。説明は以上になります。よろしくお願いします。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。ちょっと補足の説明をします。66ページをご確認いただいて、申請地の右側の山手に溜池がございまして、この溜池からの余水吐きが流れていく水路があるんですけど、71ページの下側に排水口としてあるところに常時水が流れてきている状況で、この申請地の周辺を回り込みながら、もともと1筆だったところを一部売買されてちょっといびつな形に残ったところを回って2筆ほどある田んぼの取り水の部分と道路側溝に落ちていく部分の水路がある状態になっておりまして、全てを埋めると工事費がかかるということで、ちょっと見えにくいんですけど、赤線が引かれてるところに盛土して住宅を建てるという事で、周辺の水路は地元の方の農業者の方が管理しやすいように触らないとの事です。補足説明については以上です。

会長（寶持 雅祥君） それでは地元委員の説明をお願い致します。

8番（北川 英明君） 金曜日に山下委員さんと本山委員さん、私、事務局2名、それから〇〇〇〇さんと立ち合いをしたんですけど、今話が出ました用水路ですが、これがまだ使用していてこの水路を使って耕作しているという事です。それと盛土に関しましては右側の71ページの図面の右側に道がありますけど、その高さに埋めるという事で聞きました。用水路をちょっと広めにとって管理しやすいようにすると聞きましたので、よろしくお願いします。以上です。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。ないようですので採決を行います。議案第6号について、転用やむなしと思われる方は挙手をお願い致します。 挙手多数ですので転用やむなしという事で県に進達致します。

次に議案第7号、非農地通知申出書について。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の75ページをお願い致します。議案第7号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について。農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断が必要となった土地について、農業委員会の判断を求める。という事で対象農地は別紙のとおり。令和7年5月26日、佐々町農業委員会。77ページをお願い致します。申出人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。土地の所在が佐々町野寄免字前田〇〇〇〇、〇〇〇〇。登記地目がどちらも田、現況地目が原野と山林、面積が724㎡と1266㎡となります。場所につきましては、80ページから地図を付けているんですけど、農業体験施設にのぼる途中に黒岩溜池があるんですけど、そのの

道路をはさんで向かい側の農地となります。83ページの航空写真の赤枠で囲んでいるところの2筆になり、この農地を非農地にしたいという事で、申出書が出ております。説明は以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） それでは地元委員の説明をお願い致します。

5番（築城 武美君） 5番。5月23日に私と筒井推進委員、それから申請代理人の〇〇〇〇行政書士、それから事務局が2名、それから山下北部班長で現地立ち合いを致しました。結果的にはこの土地に隣接する土地は原野でございまして、すでに申請地の〇〇〇〇の上の方にあります土地原野はコンクリート資材等が置いてありまして、その下については空き地がございしますが、そこは原野でございまして。このピンクの図面に接しない土地は原野というかたちで、すでにこの原野等には竹が生えておりまして、その竹が影響し浸食をしているという現地の写真になります。以前、5年ほど前は筒井推進委員が耕作をされていましたが、水がかりが悪いこととか、イノシシ対策とかいろいろ事情があつて本人にお返しをされている土地でございまして。現地確認の結果、すでに竹林、それから雑草、雑木等が生えてまして農地にするには非常に手間暇かかる土地であろうというふうに推測をしております。委員としては非農地に該当するのではないかというふうに判断をして帰りましたので、是非よろしくご審議をお願いしたいと思ひます。以上です。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に關しまして何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。ないようですので採決を行います。議案第7号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。 挙手多数ですので非農地と判断致します。

次に議案第8号、農用地利用集積等促進計画の承認について。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。85ページの議案第8号をお願い致します。農用地利用集積等促進計画案の承認について。農地中間管理事業の推進に關する法律第18条の規定による促進計画を定めるため、本委員会の承認を求める。との事で対象の土地につきましては、本日配布したこちらの1枚の紙をご確認いただきたいんですけど、こちらが中間管理機構の新規契約との事で、合計17件。10aあたり中山間が7千円で、平地のところは1万円でそれぞれ計算をしている分になります。説明は以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に關しまして何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。

8番（北川 英明君） 8番。この件につきまして、ある人から面積がちょっと違うという事で

聞きまして、この7番ですね、面積が水張面積で計算してあるのか、それとも畔まで計算してあるのか、そこら辺をはっきり知りたいということで連絡がありましたのでよろしくお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。こちらについては一応面積につきましては登記簿の登記面積の方で計算しております。よろしくお願いします。

11番（池田 晴良君） 11番。10aあたりの単価7千円とか1万円というのはベースは水張でしょ。違うと。

5番（築城 武美君） 登記面積で単価はこの前目安を7千円と1万円にしたらどうですか、っていう風に話をしたんですよね。その単価を出すために水張面積は格差率としてこれだけを見ますっていうことをみて、この7千円とか格差率で出てきたということで、水張面積で計算をするということじゃなくて。水張面積は登記面積と格差があるので、格差率をかけて出てきた平均標準価格にその格差率をかけて出てきた数字が7千円というふうになりました、というその話の部分になります。それで7千円と1万円を目安に中山間地または未整備地区等についてはそれを運用していこうという話をこの前申し上げたという事です。

11番（池田 晴良君） いくつかに分けると水張面積っていうのは、まああの似たような水張面積にはなっていない田んぼも結構あるはずですから、登記面積に対して水張面積っていうのがぐっと落ちるところ田んぼについては。やはり配慮して単価っていうのがこの前の審議ではそうなったものの、なんか気になりますね。2つの単価だけって。

5番（築城 武美君） （聞き取り不能）

11番（池田 晴良君） 水張面積で単価を決めていくのは理解しやすいですね。ちょっと気になりますね。こういうやり方決め方にしていくときは。

5番（築城 武美君） 7千円が水張面積だけの格差。格差はいろいろあるんですよ。水張面積もあるし、鳥獣対策もあるし、いろいろ被害対策もあるし、そういう個別の事情を勘案してそれを一つ一つ取り上げていけば非常に複雑な数値を計算していかないといけないことから、全体をなべて平均額にしてというパターンの数字を申し上げたんですが。水張面積を農業委員会は把握できません。農林水産課の方に台帳があつて農業委員会は持たないそうですから。そういう調整をずっとしていかないといけないってことです。例えば、鹿がおるところもありますし、猪が出るところもありますし、形が悪いところもありますし、水路がまともじゃないのこともありますし、溜池ため水を使っているところもありますし、そういうふうなマイナス要因をそれぞれで今言えばチェックしていかないといけない、だから複数の単価を作るべきではないか、というご意見に聞こえた

んですけど、そういうことなんでしょ。だから、水張面積だけでいくということじゃないと思っています。

11番（池田 晴良君） これは作っている人が一番分かっている話ですから、作っている人と貸手側と話し合いをして単価を決めていく、というのが従来のやり方だと思いますが、物納がなくなるのでちょっと気になりますね。

5番（築城 武美君） そうですけど、現実是一般整備をされている土地と比較しての話ですから、他の格差をもってくとずっとまた下がるんですね。5千円とか3千円とか4千円とか、その辺も田んぼによってはあるんじゃないかという事を承知しながらこのくらいでどうですか、という目安が皆さんで確認できたんじゃないかなと思っていたんですけど。

11番（池田 晴良君） これは案ですけども案が消えるのはどの方で消えてくるんですか。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。今日この場で貸し借りの契約のご承認をいただいたというところで、案の方を消して中間管理機構の方に書類を送るかたちになります。

5番（築城 武美君） 5番。前回この単価を決めるにあたって事務局から資料を出していただきました。未整備地と整備地との単價格差がいっぱいあったものの中に、例えば4千円台とかいろいろあったんですよ。例えば84件の整備地があって、110何筆か事例がありますというふうに資料を皆さんいただいたと思うんですが、その中の平均をとると11300円とか、または実例としては4千円とか5千円とかっていうのもありました、ということで報告をいただいているんですが、それを平均して今回は7千円っていうパターンに、中山間地と未整備地については考えたらどうでしょうかっていう皆さんの思惑がそこで生まれたんじゃないかなって思っているのと、それに伴ってそれを絶対そうだという事にはしない。だから個別の事情で貸手と借手がこうだというふうに考えれば、そこはそれでまた検討の余地ありますよ、というお話に含みがあったんじゃないかなと思っていますので、一番上にあります坂口さん、その辺はこの水張面積とかその他諸々考えると7千円ではどうですかという話について何かご意見ございますか。私の方から聞きますけど。

2番（坂口 隆英君） 私は今まで反あたり1万円で〇〇〇〇さんという方からお借りしておりました。今回この7千円ということで私としては満足というか、これは基盤整備した田んぼです。私はこれでいいと思っています。

17番（辻 正人君） 次の質問です。坂口さんに確認ですが、出し手の面積は総面積であって、実際の水張面積はどれくらいですか。

2番（坂口 隆英君） 最初3反ありますって言われたんですよ。実際は3反なかったですも

んね。でももう3反でいいですってということで、反に1万の計算で3万で今まで預かっておったわけです。最初の時は玄米を6袋くれって言わしたんです。それなら私は作りきらんって言って、反に1万なら何とかしましょうっていう事で承諾してもらって、今もう5年過ぎたんですが今まで作ってきたんですね。

17番（辻 正人君） 17番。ある程度細目書あたりで水張が分かるから、そういうのもちょっと加味して山間部あたりは特に値段を出してほしいですね。実際出し手が言うやつと細目書がだいたい正なんで、そういうとも比較してじゃあ、水張で7千円ぐらいになるようにやっていった方がいいんじゃないですかね。実際ですよ、5割が水田で5割が土羽っていうところもあるんで、よろしくお願いします。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。これまでが北部、南部に分けての反あたり1万という平均値みたいなかたちになってきていたところが、あくまでも今回先月まで検討させていただいた中で、やはり平野部基盤整備地は11300円の平均値であり、山間部の方になるともっと安かったりとかっていうところもある。実情の水張等も勘案しながらの計算の中で、あくまでも目安ということで平野部というか平地が1万であり、山間部については7千円というところでございまして、この案件についてはやっぱり出しての方、受け手の方が納得いただいたかたちでの金額設定というか、契約という流れになっていくことは、今までと変わることはないと思うんですけど、ただあくまでも委員さんがおっしゃる通り水張のところ、今のところ計算式の中で加味したかたちではあると思うんですけど、ただちょっと極端な法面が半分以上あったりとかそういったところはやっぱりこの案件として双方納得したかたちでの金額設定じゃないと、特に山間部については、今後耕作者が少なくなっている中で作り手がいないというところを防ぎたいというところの意図もあって、先月までの話であったと考えておりますので、今後ともよろしくお願いします。

7番（荒木 武士君） 7番。今ずっと話を聞いていて、今後10年後みんな年とって人が増えていくと思うんですよ。その時この値段でしていくのか、もし例えば担い手が法人化した場合はこの値段ではできない、また下げてくれろと言われた時は、その時の対策はどうしたらいいのでしょうかと考えているんですけど、お願いします。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。そこはやっぱりその双方出し手と受け手の方の話し合いの中でまとめていくようなかたちになるのではないかと考えております。

会長（寶持 雅祥君） 他にありませんでしょうか。ないようですので採決を行います。議案第8号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。挙手多数ですので承認することといたします。以上で日程4、審議事項を終わります。

次に日程5、その他に入ります。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。日程5、その他についてです。6月の定例会の日程ですけど、五役会が6月18日、水曜日13時半から3階の農業委員会事務室、総会が6月25日、水曜日13時30分から3階委員会室で考えております。よろしくお願い致します。

会長（實持 雅祥君） 他に皆様方から何かございませんでしょうか。

以上で日程が全て終了致しましたので、会を閉会させていただきます。どうもお疲れ様でした。

（ 閉 会 午後 14 時 47 分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 寶持 雅祥

会議録署名委員 藤 永 亜弓

会議録署名委員 坂 本 真 澄